

別表第 10 自動車使用に係る通勤手当の額

使用距離		額
	2 キロメートル未満	0 円
2 キロメートル以上	4 キロメートル未満	2,500 円
4 キロメートル以上	6 キロメートル未満	4,200 円
6 キロメートル以上	8 キロメートル未満	5,600 円
8 キロメートル以上	10 キロメートル未満	7,000 円
10 キロメートル以上	12 キロメートル未満	8,200 円
12 キロメートル以上	14 キロメートル未満	9,500 円
14 キロメートル以上	16 キロメートル未満	10,600 円
16 キロメートル以上	18 キロメートル未満	11,800 円
18 キロメートル以上	20 キロメートル未満	12,900 円
20 キロメートル以上	22 キロメートル未満	14,000 円
22 キロメートル以上	24 キロメートル未満	15,100 円
24 キロメートル以上	26 キロメートル未満	16,100 円
26 キロメートル以上	28 キロメートル未満	17,100 円
28 キロメートル以上	30 キロメートル未満	18,200 円
30 キロメートル以上	32 キロメートル未満	19,200 円
32 キロメートル以上	34 キロメートル未満	20,300 円
34 キロメートル以上	36 キロメートル未満	21,400 円
36 キロメートル以上	38 キロメートル未満	22,500 円
38 キロメートル以上	40 キロメートル未満	23,500 円
40 キロメートル以上	45 キロメートル未満	25,400 円
45 キロメートル以上	50 キロメートル未満	28,300 円
50 キロメートル以上	55 キロメートル未満	31,300 円
55 キロメートル以上	60 キロメートル未満	34,200 円
60 キロメートル以上		37,200 円

備考

- 1 通勤手当被支給職員で自動車の使用距離（以下「使用距離」という。）が2キロメートル未満のものにこの表を適用する場合は、この表中「0円」とあるのは「2キロメートル以上4キロメートル未満の区分に掲げる額」とする。
- 2 通勤手当被支給職員で使用距離が65キロメートル以上のものに係る額について理事長が別段の定めをした場合にあつては、当該通勤手当被支給職員に係る額は、理事長が定める使用距離の区分に応じた理事長が定める額とする。

別表第 10 の 2 二輪車等使用に係る通勤手当の額

使用距離		額
	2 キロメートル未満	0 円
2 キロメートル以上	4 キロメートル未満	2,000 円
4 キロメートル以上	6 キロメートル未満	3,100 円
6 キロメートル以上	8 キロメートル未満	4,100 円
8 キロメートル以上	10 キロメートル未満	5,200 円
10 キロメートル以上	12 キロメートル未満	6,200 円
12 キロメートル以上	14 キロメートル未満	7,300 円
14 キロメートル以上	16 キロメートル未満	8,300 円
16 キロメートル以上	18 キロメートル未満	9,300 円
18 キロメートル以上	20 キロメートル未満	10,300 円
20 キロメートル以上	22 キロメートル未満	11,400 円
22 キロメートル以上	24 キロメートル未満	12,400 円
24 キロメートル以上	26 キロメートル未満	13,400 円
26 キロメートル以上	28 キロメートル未満	14,400 円
28 キロメートル以上	30 キロメートル未満	15,400 円
30 キロメートル以上	32 キロメートル未満	16,300 円
32 キロメートル以上	34 キロメートル未満	17,200 円
34 キロメートル以上	36 キロメートル未満	18,100 円
36 キロメートル以上	38 キロメートル未満	19,000 円
38 キロメートル以上	40 キロメートル未満	20,000 円
40 キロメートル以上	45 キロメートル未満	21,100 円
45 キロメートル以上	50 キロメートル未満	22,200 円
50 キロメートル以上	55 キロメートル未満	23,300 円
55 キロメートル以上	60 キロメートル未満	24,400 円
60 キロメートル以上		25,500 円

備考

この表の適用については、別表第 10 の表の備考第 1 項の規定を適用する。